

「不当景品類及び不当表示防止法」の遵守について

1 消費者庁は、消費者向け電子商取引（以下「BtoC取引」といいます。）における表示の適正化への取組の一環として、ウェブページ上の広告表示について「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」といいます。）の観点から点検し、その結果、不当表示につながるおそれがあると考えられるサイトに対して、景品表示法の遵守について啓発するメールを送信しております。

今般、ウェブページ上の広告表示のうち、価格その他の取引条件に関する表示について点検した結果、貴社の下記サイトに不当表示につながるおそれがある表示がありましたので、景品表示法の遵守について啓発するメールを送信することとしました。

問題となる表示があるページのアドレス

[REDACTED]

貴社におかれましては、今後、広告表示を行う際、以下の項2に示した内容に十分留意した上、ウェブページ上の広告表示の適正化を図り、一般消費者の誤認を招くことのないよう努めてください。

なお、どのような取引条件に関する表示が一般消費者に誤認を与え、景品表示法に違反するおそれがあるかを明らかにするため、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」（以下「電子商取引における留意事項」）が策定されていますので、価格その他の取引条件について表示を行うに際しては、この「電子商取引における留意事項」を参照してください。加えて、どのような価格表示が一般消費者に誤認を与え、景品表示法に違反するおそれがあるかを明らかにするため、「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（以下「価格表示ガイドライン」といいます。）が策定されていますので、二重価格表示等、販売価格の表示を行うに際しては、この価格表示ガイドラインを参照してください。

（https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121premiums_38.pdf）

（https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121premiums_35.pdf）

注：景品表示法では、第5条で、自己の供給する商品の取引について、①品質、規格その他の内容に係る不当な表示、②価格その他の取引条件に係る不当な表示及び③内閣総理大臣の指定する不当な表示を禁止しており、また、第7条第2項で、消費者庁長官が商品の内容について実際のもの等よりも著しく優良であると示す表示に該当するか否かを判断するために必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求め、当該資料が提出されないなどの場合、当該表示は不当表示とみなされる旨規定しています。

なお、当庁がウェブページ上の広告表示について景品表示法に違反していると認定した場合には、当該広告表示の差止め等の行政処分を行うことがあります。

景品表示法の関係条文については、当庁のウェブサイトを参照してください。

景品表示法条文

（https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/141210premiums_1.pdf）

景品表示法パンフレット

（https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_160801_0001.pdf）

2 価格その他の取引条件について表示を行う際は、以下の点に留意してください。

消費者にとって、価格その他の取引条件に関する表示は、商品選択上の重要な情報です。適正な表示がなされることによって、消費者は自主的かつ合理的に商品等を選択することができます。逆に、実際と異なる表示が行われるなど、表示が適正に行われない場合には、消費者は、自主的かつ合理的に商品等を選択することができなくなります。

このような観点から、景品表示法は、商品・サービスの価格その他の取引条件について、一般消費者に実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認される表示を不当表示として規制しています。

したがって、価格その他の取引条件について表示を行なう場合には、その条件について具体的内容を正確かつ明瞭に表示する必要があります。（「電子商取引における留意事項」の第1 インターネットを利用して行われる商品・サービスの取引における表示について を参照してください。）。

加えて、二重価格表示を行う場合には、比較対照価格について、事実に基づいて表示する必要があります。過去の販売価格等を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合には、最近相当期間に販売された実績のある価格等根拠のある価格を比較対照価格に用いるとともに、その根拠を正確かつ明りょうに表示する必要があります（「価格表示ガイドライン」の第4 二重価格表示について を参照してください。）。

このメールについての御不明な点やお問い合わせは、下記アドレスにe-mailでお寄せください。

.....

消費者庁

表示対策課 電子商担当

e-mail : g.ecmaster@caa.go.jp

東京都千代田区霞が関3-1-1

電話 : 03-3507-8800 (代表)

.....